

松山空港及び高知龍馬空港利用促進事業(団体旅行造成支援)助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松山空港及び高知龍馬空港の定期航空路線を相互インアウトで利用して、四国西南地域へ団体客を送客する旅行会社（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することにより、両空港の利用を促進するとともに、四国西南地域への入込客の増加を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている事業者とする。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付対象は、次に掲げる条件をすべて満たす団体旅行とする。

- (1) 愛媛県外及び高知県外からの募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること。
 - (2) 松山空港及び高知龍馬空港の定期航空路線を相互インアウトで利用するものであること。
 - (3) 旅行の行程に四国西南地域（愛媛県（伊予市・宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町）と高知県（須崎市・中土佐町・四万十町・檮原町・津野町・宿毛市・土佐清水市・四万十市・大月町・三原村・黒潮町）の21市町村を結ぶ地域）への立ち寄りを含むものであること。
 - (4) 愛媛県内又は高知県内の移動に貸切バスを利用する場合は、両県内のいずれかに営業拠点を置く貸切バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者に限る。）のバスを利用するものであること。
 - (5) 平成29年4月14日（金）から同年8月31日（木）までの間に、愛媛県内又は高知県内の宿泊施設に2泊以上宿泊するものであること。ただし、交付決定を受けた旅行商品の販売状況等を踏まえ、松山空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、期間を延長することができる。
- 2 旅行商品の販売に当たっては、「(一財)空港環境整備協会の助成事業であること」及び「助成金額」を明記し、購入者に認識できるようにすること。

(助成金の対象経費及び交付額)

第4条 助成金の対象経費は、航空運賃（羽田空港旅客施設使用料を除く。）及び宿泊費等を含む旅行商品の販売価格から割引かれた金額とする。

- 2 助成額は、団体旅行の参加者1人（大人料金を支払った実人員とし、小人・無賃

人員・添乗員を除く。) 当たり 1 万円を上限とする。ただし、助成対象となる旅行商品の販売価格に含まれる航空運賃及び宿泊費の合計額(消費税及び地方消費税を除く。)が、助成額の上限額よりも低い場合は、その額を上限とする。

- 3 1 事業者当たりの助成金の限度額は 200 万円とする。ただし、交付申請の状況等を踏まえ、松山空港利用促進協議会会長(以下「会長」という。)は、助成金の限度額を増額することができる。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書(第 1 号様式)により、会長に対して、助成金の交付申請をしなければならない。ただし、申請者は、助成金の交付申請額の総額が予算額に達しなかった場合は、適宜、交付申請を行うことができるものとする。

- 2 愛媛県暴力団排除条例(平成 22 年愛媛県条例第 24 号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者は、前項に定められた交付申請を行うことができないものとする。

- 3 前項の助成金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 旅行の行程が記載された旅行商品の概要
- (2) 旅行の参加者募集方法の概要(募集パンフレット、募集チラシ、ウェブ募集サイト(ページのプリントアウト)の案など)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第 6 条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。ただし、助成金交付申請額の総額が予算の範囲を超える場合は、羽田線以外の路線(伊丹線・福岡線)を利用する旅行商品を優先的に交付対象とし、四国西南地域への入込客の増加につながる事項(催行予定人員、宿泊地や四国西南地域内の立ち寄り施設等)も考慮の上、助成金の交付を決定するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による助成金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付決定の変更等の申請)

第 7 条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更・中止承認申請書(第 2 号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた額の増額又は 20 パーセントを超える減額をしようとするとき
- (2) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）
- (3) 助成事業を中止又は廃止するとき

（助成金の請求及び実績報告）

第 8 条 助成事業者は、助成事業が完了した日の翌日から起算して 14 日以内に、助成金実績報告書（第 3 号様式）及び助成金交付請求書（第 4 号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊人数及び宿泊料金が記載された宿泊利用を証する書類
- (2) 貸切バスを利用した場合は、貸切バス事業者発行の運行を証する書類
- (3) 募集パンフレット、募集チラシ、ウェブ募集サイト（ページのプリントアウト）
- (4) 旅行行程表
- (5) その他会長が必要と決定した書類

（助成金の額の確定及び助成金の交付）

第 9 条 会長は、前条に規定する助成金実績報告書を受理した場合は、これを審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、速やかにその旨を助成事業者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した助成金の額が、第 6 条の規定により通知した助成金の交付決定額（第 7 条の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

（交付決定の取消等）

第 10 条 会長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、助成事業者は、助成金を返還するものとする。

- (1) この要綱の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他助成事業の執行について、不正の行為があったとき。

（助成金の返還）

第 11 条 会長は、前条による助成金の交付決定の変更又は交付決定の全部若しくは一部の取り消しによって助成金の額を減額したときは、交付した助成金のうち減額分について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(関係書類の保管)

第 12 条 助成事業者は、助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 17 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。